

治山・林道工事等の積算基準の適用について（お知らせ）

令和5年7月27日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 概要

令和4年10月1日から適用している積算基準書（令和4年度版 治山林道必携）の一部改正があったため、次の基準（諸経費関係等）について令和5年8月1日から適用します。

2 適用する基準

- (1) 別紙1「森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」
- (2) 別紙2「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長・国有林野部長通知）一部改正新旧対照表」の一部
- (3) 別紙3「森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年3月31日付け27林整計第351号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」の一部
- (4) 別紙4「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」の一部
- (5) 別紙5「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について（令和4年3月8日付け3林整計第754号林野庁計画課長通知）一部改正新旧対照表」の一部

3 適用日

「総括情報表」の「単価適用日」が「05.08.01」のものから適用します。

4 その他

改正の概要については、林野庁ホームページにも掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

改 正 後	現 行																
第 1 ～第 5 （略） 第 6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 請負工事費の積算 （1） （略） （2） 間接工事費 （略） ア （ア） 工種区分 共通仮設費は、表 6－1 に掲げる工種区分に従って算定するものとする。 a （略） b 2 種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。 ただし、<u>判断しがたい</u>場合は、直接工事費で判断<u>してもよいもの</u>とする。 表 6－1 工種区分 <table> <tr> <th>工種区分</th><th>工種内容</th></tr> <tr> <td>河川工事～P C 橋工事 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td><td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打<u>換</u>え等は除く）</td></tr> <tr> <td>舗装工事～公園工事 （略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （注） （略） （イ） 算定方法 共通仮設費の算定は、表 6－5（第 1 表から第 4 表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額 a 共通仮設費の率計算による部分 （a） （略） （b） 対象額 i 対象額は、次表により積算するものとする。	工種区分	工種内容	河川工事～P C 橋工事 （略）	（略）	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く）	舗装工事～公園工事 （略）	（略）	第 1 ～第 5 （略） 第 6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 請負工事費の積算 （1） （略） （2） 間接工事費 （略） ア （ア） 工種区分 共通仮設費は、表 6－1 に掲げる工種区分に従って算定するものとする。 a （略） b 2 種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。 <u>なお、主たる工種区分とは、下記（イ）の a に定める対象額の大きいほうの工種区分をいう。</u>ただし、<u>対象額に差が無い場合は、直接工事費の額</u>で判断する。 表 6－1 工種区分 <table> <tr> <th>工種区分</th><th>工種内容</th></tr> <tr> <td>河川工事～P C 橋工事 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td><td>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打<u>ち</u>替え等は除く）</td></tr> <tr> <td>舗装工事～公園工事 （略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （注） （略） （イ） 算定方法 共通仮設費の算定は、表 6－5（第 1 表から第 4 表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額 a 共通仮設費の率計算による部分 （a） （略） （b） 対象額 i 対象額は、次表により積算するものとする。	工種区分	工種内容	河川工事～P C 橋工事 （略）	（略）	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>ち</u> 替え等は除く）	舗装工事～公園工事 （略）	（略）
工種区分	工種内容																
河川工事～P C 橋工事 （略）	（略）																
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く）																
舗装工事～公園工事 （略）	（略）																
工種区分	工種内容																
河川工事～P C 橋工事 （略）	（略）																
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>ち</u> 替え等は除く）																
舗装工事～公園工事 （略）	（略）																

表 6－2 間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項 目		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8 参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

(注) (略)

表 6－3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正
共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) (略)

(ii) 共通仮設費（率分）の計算
共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表 6－5 第 1 表～第 4 表による。
なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

ii (略)

b (略 b)

(ウ) 運搬費
a・b (略)
c 積算方法
(a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
i・ii (略)

表 6－7 (略)

表 6－2 間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項 目		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8 参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋・門扉工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

(注) (略)

表 6－3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正
共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) (略)

(ii) 共通仮設費（率分）の計算
共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表 6－5 第 1 表～第 4 表による。

ii (略)

b (略 b)

(ウ) 運搬費
a・b (略)
c 積算方法
(a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
i・ii (略)

表 6－7 (略)

表 6－8 建設機械運搬方法						
機械名	規格	<u>(削る)</u>		車載		備考
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深 0.6m 幅 2.0m			R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤⅠ・ⅥⅠ・ⅡⅡ ⅡⅡ・ⅢⅡ・ⅣⅡ型用			R	37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³			R	22.00	

(注) (略)

(b)・(c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表 6－12 適用建設機械	
機械区分	適用建設機械
ブルドーザ～地盤改良機械 (略)	(略)
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ <u>コンクリート吹付機</u> 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

表 6－8 建設機械運搬方法						
機械名	規格	自走		車載		備考
		<u>速度</u> (km/h)	<u>労務</u>	車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深 0.6m 幅 2.0m			R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤⅠ・ⅥⅠ・ⅡⅡ ⅡⅡ・ⅢⅡ・ⅣⅡ型用			R	37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³			R	22.00	

(注) (略)

(b)・(c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表 6－12 適用建設機械	
機械区分	適用建設機械
ブルドーザ～地盤改良機械 (略)	(略)
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6－13 適用建設機械

表 6－13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） トンネル用機械		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25t 吊
		44t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25t 吊
		質量 120t 以下		60t 吊
	サントパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッドハーチカルトレーン打機	質量 60t 以下		
		質量 120t 以下		
		質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（グラムシェル平積 0.6 m ³ 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25 t 吊
		80 t 吊以下（グラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む）		60 t 吊
		150 t 吊以下（グラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む）		
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型（第 2 次基準値）	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型（第 2 次基準値）	60 t 吊
		質量 100 t 以下		
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表 6－12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排出ガス対策型（第 1 次基準値）	60～65 t 吊
		表 6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第 3 次基準値）〕 70t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第 3 次基準値）〕	70 t 吊

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6－13 適用建設機械

表 6－13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） トンネル用機械		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25t 吊
		44t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25t 吊
		質量 120t 以下		60t 吊
	サントパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッドハーチカルレーン打機	質量 60t 以下		
		質量 120t 以下		
		質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基準値）	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む）		60 t 吊
		150 t 吊以下（クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む）		
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型（第 2 次基準値）	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下 550 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン	60 t 吊
		質量 100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型（第 2 次基準値）	
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表 6－12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排出ガス対策型（第 1 次基準値）	60～65 t 吊
		表 6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第 3 次基準値）〕 70t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第 3 次基準値）〕	70 t 吊

	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（第3次基 準値）〕100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（2011 年規 制）〕100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）〕	

（注） （略）

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 6－14 分解・組立 1 台 1 回当たり 歩掛
（略）

（e） （略）

（f） 単価表

i 重建設機械分解組立輸送 1 回当たり単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 6-14
分解組立用クレーン		日 (h)		表 6-13、表 6-14
運 搬 費 等		式	1	表 6-14
計				

ii 重建設機械分解組立 1 回当たり単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 6-14
分解組立用クレーン		日 (h)		表 6-13、表 6-14
諸 雑 費		式	1	表 6-14
計				

（エ）～（キ） （略）

（ク） 営繕費

a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

（a）～（c） （略）

（d）労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（第3次基 準値）〕100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（2011 年規 制）〕100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）〕	

（注） （略）

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 6－14 分解・組立歩掛
（略）

（e） （略）

（新設）

（エ）～（キ） （略）

（ク） 営繕費

a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

（a）～（c） （略）

（d）労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

(e)～(h) (略) b (略) (ケ) 安全費 a (略) b 積算法 (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。 i～vi (略) vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。） viii～xi (略) (b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 i～vi (略) vii 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 viii・ix (略) イ 現場管理費 (ア)・(イ) (略) (ウ) 現場管理費率の補正 a～f (略) (3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア (略) イ 一般管理費等率の補正 (ア) (略) (イ) 契約の保証に係る補正 上記(ア)の補正值に、表 6－24 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。 表 6－24 契約保証に係る補正 (略) (注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 (削る) 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。 (4) (略) 2 (略) 第 7～第 11－2 (略) (削る) 第 11－3 (略) 第 11－4 (略)	(e)～(h) (略) b (略) (ケ) 安全費 a (略) b 積算法 (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。 i～vi (略) vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。） viii～xi (略) (b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 i～vi (略) vii 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 viii・ix (略) イ 現場管理費 (ア)・(イ) (略) (ウ) 現場管理費率の補正 a～f (略) (3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア (略) イ 一般管理費等率の補正 (ア) (略) (イ) 契約の保証に係る補正 上記(ア)の補正值に、表 6－24 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。 表 6－24 契約保証に係る補正 (略) (注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。 (1) 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 (2) 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。 (4) (略) 2 (略) 第 7～第 11－2 (略) <参考基準等> 第 1 (略) 第 2 (略)
---	---

附 則 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

改 正 後	現 行
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて
1 ～ 5 （略）	1 ～ 5 （略）
6 歩掛の補正	6 歩掛の補正
標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3 に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。	標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項という。」）3 に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。
（1） 通勤補正について 標準歩掛の留意事項の7 に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。 ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場 <u>事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所</u> までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。 イ （略） ウ 通勤補正 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。 $K = 1 + T / 480$ K：補正係数（％、小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） <u>なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数 K を労務単価に乗じて行うものとする。</u> <u>また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</u>	（1） 通勤補正について 標準歩掛の留意事項の6 に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。 ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から <u>施工現場</u> までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。 イ （略） ウ 通勤補正 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。 $K = 1 + T / 480$ K：補正係数（％、小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） <u>（新設）</u>
（2） 冬期補正について ア 適用範囲 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、 <u>工事の始期（任意着手方式により余裕期間制度を活用する工事は、工事着手期限とする。）を 10 月 1 日以降とする工事とし、かつ、下記に該当する工事は適用しない。</u> （ア）～（ケ） （略） イ・ウ （略）	（2） 冬期補正について ア 適用範囲 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、10 月 1 日以降に <u>発注する工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。</u> （ア）～（ケ） （略） イ・ウ （略）
（3）～（5） （略）	（3）～（5） （略）
7 ～ 9 （略）	7 ～ 9 （略）
別紙 1 ～ 別紙 3 （略）	別紙 1 ～ 別紙 3 （略）

附 則 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(4) 施工パッケージ単価のみ設定されている工種 次の工種は、「森林整備保全事業標準歩掛」に掲載がない工種であり、作業条件等に留意し適用するものとする。 <u>なお、ICT技術を用いて施工を行う工種は、「森林整備保全事業ICT活用工事試行積算要領」によるものとする。</u> <u>(削る)</u> ・吹付法面とりこわし工～プレキャスト擁壁工 (略) ・補強土壁工 <u>(帯鋼補強土壁, アンカー補強土壁, ジオテキスタイル補強土壁)</u> <u>(削る)</u> ・<u>補強盛土工</u> ・排水構造物工 現場打ち水路（本体）～軟弱地盤処理工（粉体噴射攪拌工（DJM 工法）） (略) ・構造物とりこわし工（コンクリートはつり） ・コンクリート削孔工～消波根固めブロック工 (略) ・消波根固めブロック工（ブロック撤去工） ・捨石工 ・護岸基礎ブロック工 ・かごマット工 <u>(スロープ型)</u> ・袋詰玉石工～路肩整正(人力による土はね) (略) <u>(削る)</u> ・鋼橋床版工～現場発生品及び支給品運搬 (略) 3～8 (略) 第5 (略)	(5) 施工パッケージ単価のみ設定されている工種 次の工種は、「森林整備保全事業標準歩掛」に掲載がない工種であり、作業条件等に留意し適用するものとする。 <u>・安定処理工</u> ・吹付法面とりこわし工～プレキャスト擁壁工 (略) ・補強土壁工 <u>・ジオテキスタイル工</u> <u>(新設)</u> ・排水構造物工 現場打ち水路（本体）～軟弱地盤処理工（粉体噴射攪拌工（DJM 工法）） (略) ・構造物とりこわし工（<u>石積取壊し(人力)</u>、コンクリートはつり） ・コンクリート削孔工～消波根固めブロック工 (略) ・消波根固めブロック工（ブロック撤去工）<u>(0.25 t 以上 35.5 t 以下)</u> ・捨石工 ・護岸基礎ブロック工 ・かごマット工 ・袋詰玉石工～路肩整正(人力による土はね) (略) <u>・防護柵復旧工</u> ・鋼橋床版工～現場発生品及び支給品運搬 (略) 3～8 (略) 第5 (略)
--	---

- ③ 土工（ICT）
1・2 （略）
3. 施工パッケージ
3－1 掘削（ICT）※〔ICT建機使用割合 100%〕
（1） 条件区分
条件区分は、次表を標準とする。

表3. 1 掘削（ICT）※〔ICT建機使用割合 100%〕 積算条件区分一覧
（略）

（注） 1・2 （略）
3. 土砂、岩塊・玉石の掘削積込、又は土砂の片切掘削について、同一の施工箇所において ICT建機と通常建機（ICT建機を使用しない通常機種のバックホウ）を組合せて施工する（ICT建機使用割合 100%以外）場合は、該当する箇所における掘削土量を ICT建機使用割合に応じて ICT建機による施工分と通常建機による施工分に分割し、ICT建機による施工分に上表を適用する。また、通常建機による施工分は、「第1章土工②土工 3－1 掘削」により別途計上する。
なお、施工数量は、1工事当りの全体掘削土量により判定し、「第1章土工②土工 3－1 掘削（注）6. 施工数量、破砕片除去数量」によるものとする。また、ICT建機使用割合 100%以外の場合は、該当する施工箇所における ICT建機による施工分と通常建機による施工分を合計した掘削土量をその箇所の掘削土量とし、これを合計したものを全体掘削土量とする。ただし、施工箇所が分かれる場合は、通常建機のみで施工した箇所の掘削

- ③ 土工（ICT）
1・2 （略）
3. 施工パッケージ
3－1 掘削（ICT）※〔ICT建機使用割合 100%〕
（1） 条件区分
条件区分は、次表を標準とする。

表3. 1 掘削（ICT）※〔ICT建機使用割合 100%〕 積算条件区分一覧
（略）

（注） 1・2 （略）
3. 土砂、岩塊・玉石の掘削積込、又は土砂の片切掘削について、同一の施工箇所において ICT建機と通常建機（ICT建機を使用しない通常機種のバックホウ）を組合せて施工する（ICT建機使用割合 100%以外）場合は、該当する箇所における掘削土量を ICT建機使用割合に応じて ICT建機による施工分と通常建機による施工分に分割し、ICT建機による施工分に上表を適用する。また、通常建機による施工分は、「第1章土工②土工 3－1 掘削」により別途計上する。
なお、施工数量は、1工事当りの全体掘削土量により判定し、「第1章土工②土工 3－1 掘削（注）6. 施工数量、破砕片除去数量」によるものとする。また、該当する施工箇所における ICT建機による施工分と通常建機による施工分を合計した掘削土量をその箇所の掘削土量とし、これを合計したものを全体掘削土量とする。

土量はこの全体掘削土量に含めない。

4～7 （略）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3. 2 （参考）掘削（ICT）※[ICT建機使用割合 100%] 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014 年規制）] 山積 0.8m3（平積 0.6m3）吊能力 2.9 t	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量 50,000m3 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・排出ガス対策型（2014 年規制）] 山積 1.4m3（平積 1.0m3）	「オープンカット」で施工数量 50,000m3 以上の場合
	K 2	ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量 50,000m3 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
		ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量 50,000m3 以上の場合
	K 3	—	
労務	R 1	運転手（特殊）	
	R 2	普通作業員	片切掘削の場合
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

(注) 1・2 （略）

3. バックホウ（クローラ型）[標準型・排出ガス対策型（2014 年規制）] 山積 1.3～1.5m3（平積 1.0～1.2m3）を使用する際の重建設機械分解・組立の歩掛の機械質量区分は、「バックホウ系」の「山積 1.0m3 を超え山積 1.4m3 以下」を選択する。

3－2 （参考）路体（築堤）盛土（ICT）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3. 3 （参考）路体（築堤）盛土（ICT） 積算条件区分一覧
(積算単位：m3)

施工数量	障害の有無
10,000m3未満	無し
	有り
10,000m3以上	無し
	有り

(注) 1～3 （略）

4. 障害の有無

①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパスエ

4～7 （略）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3. 2 （参考）掘削（ICT）※[ICT建機使用割合 100%] 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014 年規制）] 山積 0.8m3（平積 0.6m3）吊能力 2.9 t	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量 50,000m3 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・排出ガス対策型（2014 年規制）] 山積 1.4m3（平積 1.0m3）	「オープンカット」で施工数量 50,000m3 以上の場合
	K 2	ICT建設機械経費賃料加算額（バックホウ（ICT施工対応型））	・賃料 ・「オープンカット」で、施工数量 50,000m3 未満の場合 ・「片切掘削」の場合
		ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ）	・賃料 ・「オープンカット」で施工数量 50,000m3 以上の場合
	K 3	—	
労務	R 1	運転手（特殊）	
	R 2	普通作業員	片切掘削の場合
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 1.2 号 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

(注) 1・2 （略）

3－2 （参考）路体（築堤）盛土（ICT）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3. 3 （参考）路体（築堤）盛土（ICT） 積算条件区分一覧
(積算単位：m3)

施工数量	障害の有無
10,000m3未満	無し
	有り
10,000m3以上	無し
	有り

(注) 1～3 （略）

4. 障害の有無

①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパスエ

事，築堤工事等）
②有り：作業現場が狭い，又は作業障害が多い場合（例えば，現道上の工事，一車線程度の現道拡幅工事，拡築（腹付，嵩上）工事、現場が不連続、構造物等の障害等）

5 （略）

（2） （略）

3－3 （参考）路床盛土（ICT）
（1）条件区分
条件区分は，次表を標準とする。

表3. 5 （参考）路床盛土（ICT） 積算条件区分一覧
(積算単位：m3)

施工数量	障害の有無
10,000m3未満	無し
	有り
10,000m3以上	無し
	有り

(注) 1～3 （略）
4. 障害の有無
①無し：作業現場が広く，かつ作業障害が少ない場合（例えば，新設のバイパス工事，あるいは新設の築堤工事等）
②有り：作業現場が狭い，又は作業障害が多い場合（例えば，現道上の工事，一車線程度の現道拡幅工事，あるいは拡築（腹付，嵩上）工事、現場が不連続、構造物等の障害等）

5 （略）

（2） （略）

4～6 （略）

事，築堤工事等）
②有り：作業現場が狭い，又は作業障害が多い場合（例えば，現道上の工事，一車線程度の現道拡幅工事，拡築（腹付，嵩上）工事等）

5 （略）

（2） （略）

3－3 （参考）路床盛土（ICT）
（1）条件区分
条件区分は，次表を標準とする。

表3. 5 （参考）路床盛土（ICT） 積算条件区分一覧
(積算単位：m3)

施工数量	障害の有無
10,000m3未満	無し
	有り
10,000m3以上	無し
	有り

(注) 1～3 （略）
4. 障害の有無
①無し：作業現場が広く，かつ作業障害が少ない場合（例えば，新設のバイパス工事，あるいは新設の築堤工事等）
②有り：作業現場が狭い，又は作業障害が多い場合（例えば，現道上の工事，一車線程度の現道拡幅工事，あるいは拡築（腹付，嵩上）工事、現場が不連続、構造物等の障害等）

5 （略）

（2） （略）

4～6 （略）

改	正	後	現	行																										
第 1 部 （略）			第 1 部 （略）																											
第 2 部 地質調査業務			第 2 部 地質調査業務																											
第 1 章 地質調査積算基準			第 1 章 地質調査積算基準																											
1－1 （略）			1－1 （略）																											
1－2 地質調査業務費			1－2 地質調査業務費																											
1－2－1 （略）			1－2－1 （略）																											
1－2－2 地質調査業務費構成費目の内容			1－2－2 地質調査業務費構成費目の内容																											
1 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。			1 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。																											
(1) 純調査費			(1) 純調査費																											
① （略）			① （略）																											
② 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のアからケに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。			② 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のアからケに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。																											
ア 運搬費 機械器具の運搬は、機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用とする。 <u>運搬費は、最寄りの積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出（機械器具等運搬）を対象とする。</u> <u>ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2t、3t、4t の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材 1 編成分）とするが、これにより難い場合は、別途、考慮するものとする。</u>			ア 運搬費 機械器具の運搬は、機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用とする。 <u>（新設）</u>																											
3 t 車（2.9t クレーン付き）の場合 <u>（1 回当たり）</u>																														
<table><tr><th>項目</th><th>名称</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>労務費</td><td>運転手(特殊)</td><td></td><td></td><td></td><td>α（人／h）×T</td></tr><tr><td>材料費</td><td>軽油</td><td></td><td></td><td></td><td>β（L／h）×T</td></tr><tr><td rowspan="2">機械経費</td><td rowspan="2">トラック損料</td><td rowspan="2">3t 車（クレーン付き）</td><td>時間</td><td>T</td><td rowspan="2">森林整備保全事業建設機械経費積算要領による ※換算する前の値を使用する</td></tr><tr><td>日</td><td>1</td></tr></table>			項目	名称	規格	単位	数量	摘要	労務費	運転手(特殊)				α （人／h）×T	材料費	軽油				β （L／h）×T	機械経費	トラック損料	3t 車（クレーン付き）	時間	T	森林整備保全事業建設機械経費積算要領による ※換算する前の値を使用する	日	1		
項目	名称	規格	単位	数量	摘要																									
労務費	運転手(特殊)				α （人／h）×T																									
材料費	軽油				β （L／h）×T																									
機械経費	トラック損料	3t 車（クレーン付き）	時間	T	森林整備保全事業建設機械経費積算要領による ※換算する前の値を使用する																									
			日	1																										
(注) 1 T＝運搬距離（km）÷30（km/h）：小数点以下第 2 位（第 3 位四捨五入） α ＝年間標準運転日数÷年間標準運転時間 β ＝運転 1 時間当たり燃料消費量（L/h）																														
2 運転距離は、往路、復路の合計とする。																														
イ～ケ （略）			イ～ケ （略）																											
③ （略）			③ （略）																											
(2) （略）			(2) （略）																											

森林整備保全事業 I C T活用工事（土工） 試行積算要領	森林整備保全事業 I C T活用工事（土工） 試行積算要領
第 1 適用範囲 本要領は、以下に示す I C Tによる土工（以下、「土工（I C T）」という。）に適用する。 積算にあたっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年 3 月31日付け27林整計第351号林野庁長官通知）別添 1 「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」（以下、「施工パッケージ型積算基準」という。）により行うこととする。 ・掘削（I C T） ・路体（築堤）盛土（I C T） ・路床盛土（I C T） ・法面整形工（I C T） なお、土量が1,000m3未満の場合は、「森林整備保全事業 I C T活用工事（土工1,000m3未満）<u>試行</u>積算要領」によるものとする。 また、現場条件によって「2（1）機械経費」に示す I C T建設機械よりも小さい規格の I C T建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。 第 2 機械経費 土工（I C T）の積算で使用する I C T建設機械の機械経費等は、以下のとおりとする。ただし、山地治山土工による I C T施工には適用せず、見積りを活用し積算することとする。 1 機械経費 <u>（削る）</u> <u>I C T建設機械の機械経費に係る</u> 損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」により算定するものとする。 ①・②（略） 2・3（略） 第 3～第 6 （略） 別添（参考資料） （略）	第 1 適用範囲 本要領は、以下に示す I C Tによる土工（以下、「土工（I C T）」という。）に適用する。 積算にあたっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年 3 月31日付け27林整計第351号林野庁長官通知）別添 1 「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」（以下、「施工パッケージ型積算基準」という。）により行うこととする。 ・掘削（I C T） ・路体（築堤）盛土（I C T） ・路床盛土（I C T） ・法面整形工（I C T） なお、土量が1,000m3未満の場合は、「森林整備保全事業 I C T活用工事（土工1,000m3未満）積算要領」によるものとする。 また、現場条件によって「2（1）機械経費」に示す I C T建設機械よりも小さい規格の I C T建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。 第 2 機械経費 1 機械経費 <u>土工（I C T）の積算で使用する I C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。ただし、山地治山土工による I C T施工には適用せず、見積りを活用し積算することとする。</u> <u>なお、</u> 損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」により算定するものとする。 ①・②（略） 2・3（略） 第 3～第 6 （略） 別添（参考資料） （略）

森林整備保全事業 I C T活用工事（舗装工）試行積算要領		森林整備保全事業 I C T活用工事（舗装工）試行積算要領	
第 1 ・ 2 （略）		第 1 ・ 2 （略）	
第 3 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、 <u>見積り等を活用し</u> 必要額を適正に積み上げるものとする。		第 3 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。	
第 4 （略）		第 4 （略）	